

## 中国会計・税務実務ニュースレター

### 今回のテーマ： 香港の個人所得税の申告及び納税について

今回は、香港の個人所得税の申告及び納税について説明します。

#### 1. 申告及び納税方法

香港では毎年4月上旬に香港税務局より雇用主に対して雇用主支払報酬申告書（Employer's Return IR56A/B）が送付されます。雇用主は原則として、発行日から1ヵ月以内に課税期間中（4月～翌3月）に従業員に対して支払った給与、手当等の情報を申告する必要があります。

従業員（納税者）には、5月上旬に給与所得税申告書（BIR60）が送付されますので、従業員は、雇用主から交付を受けた雇用主支払報酬申告書を参照の上、原則1ヵ月以内に申告を行うこととなります。（源泉徴収制度はありません。）

納税者による給与所得税申告書提出後、税務局より納税者に対し、納付税額に関する賦課通知書が郵送されますので、納税者は通知書記載の税額を期限内に納税する必要があります。香港では次年度分の予定納税も同時に行いますので、初回納税時には、2年分の税額を納税しなければならないイメージとなります。

#### 2. 税率及び税額計算

以下の2つの方法で計算された金額のうち、いずれか少ない金額が最終税額となります。

- (1) 総所得から人的控除と寄付金控除を控除した後の課税所得に超過累進税率を乗じた金額
- (2) 総所得から寄付金控除を控除した後の課税所得に標準税率15%を乗じた金額

ここでは、以下の前提により、税額計算をしてみたいと思います。

（前提）年収60万香港ドル（香港以外の収入無し）、配偶者は香港での収入無し、子供1人、寄付金控除無し

##### (1)の計算

< 課税所得金額別の税率及び税額 >

課税所得	税率
HKD 40,000 まで	2%
HKD 40,001～80,000 (HKD 40,000)	7%
HKD 80,001～120,000 (HKD 40,000)	12%
HKD 120,001～	17%

課税所得 = 600,000 - 264,000（配偶者控除） - 100,000（子供扶養控除） = 236,000

税額 = 800 + 2,800 + 4,800 + 116,000 × 17% = 28,120

※各控除金額は今後変更となる場合があります。

##### (2)の計算

600,000 × 15% = 90,000

よって、一定の年収金額までは、人的控除が適用される（1）の計算の方が、低い税額が算出されます。



Grant Thornton

An instinct for growth™

※香港は賦課課税制度を採用していますので、実際の納税金額は、予定納税分も含め、税務局からの賦課通知書により確定します。

### お見逃しなく！

香港にて会社から住宅補助を受けている場合は、その支給形態によって住宅補助金額に対する課税所得の計算方法が異なりますのでご注意ください。

また、申告期限も原則1ヵ月となりますが、税務局への申請により1ヵ月間の延長申請もできます。期限後の申告は罰金等の処分の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。